

告示

埼玉県告示第七百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川きよみ野ショッピングプラザ

埼玉県吉川市きよみ野四丁目一番一号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

- (1) 当マンション南棟が店舗の壁に面するため、眺望が遮られるなど生活環境の大幅な悪化が予想される。また将来、さらなる新店舗設置により南棟一階二階の全住戸が同様の状況になる可能性がある。
- (2) 当マンションの区分所有者にとって、所有する住戸の資産価値（売却時の価格）が低下する可能性が高い。
- (3) 当マンション敷地境界と新設店舗の間に、道路から見通せない死角となる場所が幅約三メートル、長さ約四〇メートルに渡りできることから、たまり場化や、侵入者の侵入経路とならないよう、防犯・防災上の留意を充分にすること。（大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 二 1（4）防犯・防犯対策）
- (4) 元々、「きよみ野地区」は、一般財団法人住宅生産振興財団が、「人にやさしい街づくり」「街全体をもつひとつの公園のようにしたい」「街並み作り」をコンセプトに開発を行い、架線の地中埋設や、大きな道路標識は避け、建築物についても景観に与える影響を配慮し、快適な住環境の確保に最大限に配慮し開発された地区である。今回の新店舗の建設は、そのような「きよみ野地区」の開発の考え方にそぐわないと考える。趣旨に沿うよう店舗の配置や構造を工夫するよう努めること。（同指針 二 2（3）街並みづくり等への配慮）
- (5) 既に営業しているコモディイダ側に移動することで、両店舗間に安全性の高い導線が出来る。駐車場をまたぐ形で買い物する危険が生れぬよう配慮すること。（同指針 一 1（1）（2）周辺地域の住民の利便の確保）
- (6) 新店舗設置位置の移動を希望することを住民意見とするアンケートにおいて、九〇戸中の五七戸、六割を超える同意を得られている。

二 縦覧期間

平成二十六年五月十六日から平成二十六年六月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

